

インフルエンザ感染時に係る自宅待機期間について

○ 本人が感染した場合

発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過して体調がよければ登校可能です。

医師の証明書は必要ありません。（ただし、インフルエンザによって定期試験を受験できなかった場合で、追試験を希望する学生は、医師の証明書等の欠席理由を公的に証明する書類が必要となります。） 学校保健安全法施行規則に基づく出席停止期間早見表

		発症後									
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

※発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度以上の発熱等)が始まった日です。

○ 同居家族が感染した場合

発症後5日以内の家族と最後に接触した時点から72時間経過して体調がよければ登校可能です（3日間のマスク着用）。

○ 同じ部活生が感染した場合

72時間以内に2人目の感染者が確認された時点から5日間の活動禁止とします。

原則、授業など出席は可能（3日間のマスク着用）としますが、3日間程度の自宅待機の場合もあります。この場合、学務課学生支援部門へ相談してください。

○ 感染者と接触している場合

発症後5日以内の感染者と最後に接触（濃厚接触）した時点から72時間経過して体調がよければ登校可能です（3日間のマスク着用）。

☆感染した場合は、必ず大学に連絡し、指示を受けてください。

☆感染者と接触した場合や体調が悪い場合は、「体調管理チェック表」をコピーし、各自で体調管理を行ってください。

☆感染者・自宅待機者は登校後、「体調管理チェック表」を学務課学生支援部門に提出し、必要な方は「感染症による欠席証明書」を受け取ってください。

